

審 査 基 準

平成29年4月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第107条の7第3項
処 分 の 概 要： 国外運転免許証の交付
原権者（委任先）： 熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第107条の7第1項及び第2項（国外運転免許証の交付） 道路交通法施行規則第37条の8（国外運転免許証の交付）、第37条の9（国外運転免許証交付申請書）、第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）
審 査 基 準： 判断基準は、上記法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 熊本県警察本部運転免許課 1日 その他の申請先 14日
申 請 先： 熊本県警察本部交通部運転免許課（免許センター窓口） 警察署及び八代警察署氷川幹部交番
問 合 せ 先： 熊本県警察本部運転免許課（電話番号：096-233-0110）
備 考：